ひまわり保育室みどり運営規程

（施設の目的）

第１条　特定非営利活動法人保育サービスひまわりママが設置するひまわり保育室みどり（以下「当園」という。）が小規模保育事業（A型）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用するの子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な小規模保育を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　当園は、良質な水準かつ適切な内容の小規模保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

２　小規模保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して小規模保育を提供するよう努める。

３　当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うとともにその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

４　当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

（名称及び所在地）

第３条　当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　ひまわり保育室みどり

（２）所在地　武蔵野市緑町 2-3　緑町パークタウン B8 号棟 104 号室

（提供する小規模保育の内容）

第４条　当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況に応じて、小規模保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　当園が小規模保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。準を満たし、かつ適切な運営を行うことができる配置とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

（１）施設長（常勤：保育士）　１人
　施設長は、小規模保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（２）保育士　　６人（常勤３人非常勤３人）
　保育士は、、保育の全体的な計画及び指導計画の立案をし、その計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
（３）調理員　２人（非常勤）
　調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
（４）栄養士　１人（非常勤）
　栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立作成を行う。
（５）嘱託医　１人
　嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
（６）嘱託歯科医　１人
　嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（小規模保育の提供する日）
第６条　当園の小規模保育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。
２　当園は、前項の規定に関わらず、次に揚げる事項にあてはまる場合は休業日とする。
（１）土曜日・日曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
（３）12 月 29 日から 31 日及び翌年１月１日から１月３日
３　当園は、前２項の規定に関わらず、小規模保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用する子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に小規模保育を提供することがある。
４　当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、小規模保育の提供を行わないことがある。

（小規模保育を提供する時間）
第７条　当園の保育提供時間は次のとおりとする。
（１）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）は、午前８時 00 分から午後５時 00 分の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が保育を必要とする時間とする。
（２）当園が定める保育時間（８時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情によ

り小規模保育が必要な場合は、当園が定める開所時間内において延長保育を提供する。

（３）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金　午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。

（利用料その他の費用等）

第８条　当園は、武蔵野市が定める額の利用者負担額を子どもの保護者から徴収する。

２　第１項に定めるもののほか、下記に掲げる当園の小規模保育において提供する便宜の要する費用ついては、利用子どもの保護者より実費の負担を受ける。

延長保育料	個別契約時間外の保育に対して 500 円/30 分 月極 10,000～40,000 円/30 分～2 時間
日本スポーツ振興センター 共済掛金保護者等負担額	年額 210 円（予定）

（利用定員）

第９条　利用定員は、次のとおりする。

	０歳児	１歳児	２歳児
定員	10 名		

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）

第 10 条　当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ小規模保育の実施について委託受けたときは、これに応じる。

２　当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの保護者とその内容を確認する。

３　当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、小規模保育の提供を終了するものとする。

（１）「子ども・子育て支援法施行規則」第１条の規定に該当しなくなったとき。

（２）利用子どもの保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。

（３）市が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

（４）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条　当園は、小規模保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの保護者等に連絡をするとともに、医療機関に相談する等の措置を講じる。

２　小規模保育の提供により事故が発生した場合は、市子ども育成課及び利用こどもの

保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
3　利用子どもに対する小規模保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）
第 12 条　当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難訓練及び消火訓練、救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）
第 13 条　当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。
（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
（２）職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
（３）虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
（４）その他虐待防止のために必要な措置
2　当園は、小規模保育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市子ども家庭支援センター・児童相談所等適切な機関に通告する。

（苦情対応）
第 14 条　当園は、利用子ども保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、利用子ども保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。
2　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
3　市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（安全対策と事故防止）
第 15 条　当園は、安全かつ適切に、質の高い保育・教育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
2　事故発生防止のため職員に対する研修を実施する。
3　事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
5　事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、子ども育成課にも報告する。

（健康管理・衛生管理）

第 16 条　当園は、子どもに対して、利用開始時の健康診断及び年２回の定期健康診断を実施する。

２　当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

（運営委員会）

第 17 条　当園は、保護者代表者と外部委員（社会福祉事業について知識経験を有する者）及び事業者が様々な内容について意見交換し、利用者の立場に立った良質な保育を展開するため運営委員会の開催を年 2 回予定する。

（秘密の保持）

第 18 条　当園の職員及び職員であった者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用子ども及びその家族の秘密を保持する。

２　連携施設を利用する子ども及びその家族の秘密を保持する。

（記録の整備）

第 19 条　当園は、小規模保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

（１）小規模保育の実施に当たっての計画　　５年間保存

（２）提供した小規模保育に係る提供記録　　５年間保存

（３）市町村への通知に係る記録　　５年間保存

（４）保護者等からの苦情の内容等の記録　　５年間保存

（５）事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　　５年間保存

（その他の事項）

第 20 条　この規程に定めるもののほか、小規模保育の管理に必要な事項は、施設長がその都度定める。

附則

この規程は令和７年４月１日から施行する。